

株 主 各 位

千葉県松戸市上本郷167番地

**イワブチ株式会社**

代表取締役社長 内田 秀吾

## 第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、令和4年6月27日（月曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 令和4年6月28日（火曜日）午前10時  |
| 2. 場 所          | 千葉県松戸市上本郷167番地<br>当社会議室（末尾の会場案内図をご参照ください。）   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | (1)第72期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）<br>事業報告および計算書類報告の件<br>(2)第72期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）<br>連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結<br>計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項         |  |
| 第1号議案           | 剰余金の処分の件   |
| 第2号議案           | 定款一部変更の件   |
| 第3号議案           | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件   |
| 第4号議案           | 監査等委員である取締役4名選任の件  |
| 第5号議案           | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件   |
| 第6号議案           | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件  |
| 第7号議案           | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件  |
| 第8号議案           | 会計監査人選任の件  |

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご出席される株主様は、マスクの着用など新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、下記のウェブサイトに掲載させていただきます。（<https://www.iwabuchi.co.jp/>）

## 議決権の行使についてのご案内

### 1. 郵送（書面）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和4年6月27日（月曜日）午後5時15分までに到着するようにご返送ください。

### 2. インターネットによる議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、以下の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、令和4年6月27日（月曜日）午後5時15分までに行使してください。

### 「インターネット等による議決権行使のご案内」

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

#### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>

#### 2. 議決権行使のお取り扱いについて

##### (1) パソコンおよび携帯電話をご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

##### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。（「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

##### (3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

##### (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

#### 3. パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて

##### (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。

##### (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

##### (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 4. システムに関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法等がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
【電話】0120 (652) 031（受付時間 9：00～21：00）

(提供書面)

## 事業報告

(令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国の経済は、新たな変異株の流行に伴う新型コロナウイルスの感染再拡大や行動制限が再び求められることも懸念され、依然として設備投資や個人消費等、景気の動向は不透明な状況にあります。また、当社を取り巻く事業環境は、昨年後半からの急激な鋼材等原材料の高騰により製造業にとって非常に厳しい経営環境となっております。

当社の主要需要であります電力業界においては、送配電部門の分社化を背景に、更なる経営合理化の推進による設備投資の抑制やコスト削減要請が続いており、厳しい受注環境となりました。一方、通信業界においては、総務省が推進するデジタル化に対応した社会環境整備、「ICTインフラ地域展開マスタープラン3.0」に基づいた光ファイバー網ならびに5G基地局の整備が進められました。

当社においては、移動体キャリア向けに新製品を提供したことに加え、新市場の開拓も進め、脱炭素社会の実現に貢献すべくEV関連、再生可能エネルギー関連ならびに耐震関連製品の投入を行いました。また、鋼材や亜鉛等の材料価格高騰に対応するため、従来から生産・営業・管理部門が一丸となって取り組んでいるコスト低減に向けた業務改善活動と並行して、製品の販売価格改定を行いました。さらに、株式会社須田製作所をグループ会社化し、シナジーを発揮して一層の企業価値向上に向けた活動を進めております。

以上の結果、当期の売上高は93億1百万円と前年同期に比べ2億8千2百万円、3.1%の増収となりました。経常利益は5億1千万円と前年同期に比べ2億5百万円、28.7%の減益、当期純利益については3億6千2百万円と前年同期に比べ1億8百万円、23.0%の減益となりました。なお、新型コロナウイルス感染症による業績への影響について、当社に関連した需要に大きな影響はありませんでした。

当社の事業区分は単一セグメントであり、それに代わる需要分野別の業績は、次のとおりであります。

#### 交通信号・標識・学校体育施設関連

交通信号・標識関連は、信号関連の工事が減少しましたが、標識の保守・改修工事は順調に行われ、堅調に推移しました。学校体育施設関連は、防球ネット工事関連の新製品投入と新規顧客の開拓などから、好調に推移しました。その結果、売上高は11億3千8百万円と前年同期に比べ1千7百万円、1.6%の増収となりました。

## CATV・防災無線関連

CATV関連は、光ファイバー網の工事が実施されたことから、好調に推移しました。一方、防災無線関連は、デジタル化への更新工事が減少したことから、低調に推移しました。その結果、売上高は10億5千1百万円と前年同期並みとなりました。

## 情報通信関連

情報通信関連は、総務省が推進する光ファイバー網の整備工事が実施されたことから、好調に推移しました。また、基地局設置工事が活発に行われたことに加え、5Gに関連した移動体基地局用の新製品の投入により、好調に推移しました。その結果、売上高は21億9千3百万円と前年同期に比べ3億1千1百万円、16.5%の増収となりました。

## 配電線路関連

配電線路関連は、新製品投入と既存製品の販売拡大に向けた営業活動を行いました。電力会社による経営基盤強化に向けた調達方式の見直しや、設備投資の抑制などにより、厳しい受注環境となりました。その結果、売上高は31億4千7百万円と前年同期に比べ6千1百万円、1.9%の減収となりました。

## その他

鉄道関連は、保守工事や安全対策関連工事が減少した影響から、低調に推移しました。一方、一般民需、公共工事関連は、再生可能エネルギー向け製品やセキュリティ対策工事向け製品の特需もあり、好調に推移しました。加えて、EV関連の新製品や耐震関連製品の販売などがありました。その結果、売上高は17億7千万円と前年同期並みとなりました。

## 需要分野別売上高

| 需 要 分 野 別        | 第 71 期<br>(令和2年度) |            | 第 72 期<br>(令和3年度) |            |
|------------------|-------------------|------------|-------------------|------------|
|                  | 金額(千円)            | 構成比<br>(%) | 金額(千円)            | 構成比<br>(%) |
| 交通信号・標識・学校体育施設関連 | 1,120,941         | 12.4       | 1,138,651         | 12.2       |
| CATV・防災無線関連      | 1,043,550         | 11.6       | 1,051,452         | 11.3       |
| 情 報 通 信 関 連      | 1,881,663         | 20.9       | 2,193,034         | 23.6       |
| 配 電 線 路 関 連      | 3,209,479         | 35.6       | 3,147,758         | 33.9       |
| そ の 他            | 1,764,129         | 19.5       | 1,770,408         | 19.0       |
| 計                | 9,019,762         | 100.0      | 9,301,304         | 100.0      |

## (2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの影響による経済の停滞や、海外の不安定な情勢などにより、景気の先行きは一段と不透明さを増す状況にあります。

当社の主要需要である電力業界においては、燃料価格の急激な高騰により、設備投資の抑制やコスト削減が予想されます。通信業界においては総務省が推進する「デジタル田園都市国家構想」により、光ファイバー網ならびに5G基地局の整備が加速することが期待されます。

また、受注競争の激化や材料価格の高騰、円安による為替差損益の悪化など、当社を取り巻く経営環境は厳しい状況が続くことが予想されます。

このような状況のもと、当社は、社会インフラ構築の一翼を担う企業として、新製品の開発・販売、業務改善・プロセス改革を推進するとともに、新規マーケットの開拓、シナジーによる新ビジネスの展開など、時代の変化に即応できる体制作りに取り組んでまいります。

## (3) 設備投資の状況

当期は、総額2億3千万円の設備投資を行いました。その主なものは、基幹システムの導入費用のほか、製品の開発改良・生産効率向上のための設備の増強および老朽設備の更新であります。

## (4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (5) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

| 区 分        | 第 69 期<br>(平成30年度) | 第 70 期<br>(令和元年度) | 第 71 期<br>(令和2年度) | 第 72 期<br>(令和3年度) |
|------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 売 上 高      | 9,013,761          | 9,008,114         | 9,019,762         | 9,301,304         |
| 経 常 利 益    | 342,192            | 507,422           | 716,521           | 510,718           |
| 当 期 純 利 益  | 234,822            | 610,410           | 471,157           | 362,955           |
| 1株当たり当期純利益 | 218円58銭            | 568円20銭           | 438円62銭           | 337円91銭           |
| 総 資 産      | 18,346,217         | 18,803,438        | 18,907,507        | 19,136,276        |
| 純 資 産      | 15,026,098         | 15,352,734        | 15,717,493        | 16,000,201        |

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

- ア 親会社との関係  
該当事項はありません。
- イ 重要な子会社の状況

| 会 社 名             | 資本金(千円) | 議決権比率<br>(%) | 主要な事業内容                           |
|-------------------|---------|--------------|-----------------------------------|
| HOKUEI 株 式 会 社    | 30,000  | 100.0        | 電力、通信、信号用電気架線金物の製造販売              |
| I W M 株 式 会 社     | 50,000  | 100.0        | 各種電気架線金物・通信工事資機材の販売               |
| 協 和 興 業 株 式 会 社   | 48,000  | 67.4         | 電気架線金物の製造販売、土木工事の設計施工             |
| 株 式 会 社 須 田 製 作 所 | 100,000 | 60.6         | 電気通信、工具類等の製造販売<br>無線システム装置類等の設計開発 |
| 海陽岩淵金属製品有限公司      | 400,000 | 100.0        | 金属製品および部品の製造販売                    |

- (注) 1. 当社の連結対象子会社は上記の重要な子会社5社であり、持分法適用会社は株式会社TCMの1社であります。
2. 当社は、令和4年1月19日付で、株式会社須田製作所の株式を取得し、当社の連結対象子会社といたしました。

## (7) 主要な事業内容 (令和4年3月31日現在)

電力、通信、信号、放送、鉄道用各種電気架線金物の製造販売に関する事業を行っております。

## (8) 主要な営業所および工場 (令和4年3月31日現在)

- ア 本社 千葉県松戸市上本郷167番地
- イ 松戸工場 千葉県松戸市中根長津町176番地
- ウ 松戸第2工場 千葉県松戸市上本郷138番地 1
- エ 支店 札幌・仙台・名古屋・大阪・広島・福岡
- オ 流通センター 千葉県松戸市上本郷167番地

### (9) 使用人の状況（令和4年3月31日現在）

| 使用人数      | 前期末比増減    | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 280名(13名) | 18名増(1名減) | 43.9歳 | 16年    |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、定年再雇用者9名を含んでおります。  
2. 臨時雇用者（パート・アルバイト）は、( ) 内に当期の平均人員を外数で記載しております。

### 2. 会社の株式に関する事項（令和4年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 1,100,000株（自己株式25,867株を含む。）  
(3) 株主数 1,258名  
(4) 大株主

| 株主名             | 持株数(百株) | 持株比率(%) |
|-----------------|---------|---------|
| イワブチ取引先持株会      | 975     | 9.08    |
| 住友商事株式会社        | 500     | 4.65    |
| イワブチ従業員持株会      | 418     | 3.89    |
| 公益財団法人光奨学会      | 380     | 3.54    |
| 株式会社常陽銀行        | 359     | 3.34    |
| 損害保険ジャパン株式会社    | 338     | 3.15    |
| 日本製鉄株式会社        | 320     | 2.98    |
| 三井住友信託銀行株式会社    | 313     | 2.91    |
| 光岡毅             | 235     | 2.19    |
| 野村信託銀行株式会社（投信口） | 214     | 1.99    |

- (注) 1. 百株未満は切り捨てて表示しております。  
2. 当社は、自己株式25,867株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社の取締役および監査役に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等（令和4年3月31日現在）

| 地 位     | 氏 名     | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 状 況 |
|---------|---------|-------------------------|
| 代表取締役社長 | 内 田 秀 吾 | 営業本部長兼海陽岩淵金属製品有限公司董事長   |
| 取締役副社長  | 宮 崎 洋 一 | 生産本部長                   |
| 専務取締役   | 遠 藤 雅 道 | 管理本部長                   |
| 常務取締役   | 渡 邊 尚 浩 | 営業本部営業統括部長              |
| 取 締 役   | 篠 崎 泰 之 | 社長室担当                   |
| 取 締 役   | 小 山 隆   | 札幌支店長                   |
| 取 締 役   | 富 樫 一 郎 | 社長室長                    |
| 取 締 役   | 松 下 茂   | 大阪支店長                   |
| 取 締 役   | 永 田 健   |                         |
| 常勤監査役   | 鈴 木 健 司 |                         |
| 監 査 役   | 大 石 眞   |                         |
| 監 査 役   | 土 屋 文実男 |                         |
| 監 査 役   | 菊 池 岳 士 |                         |

(注) 1. 当期中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

- (1) 令和3年6月25日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって、取締役堀井哲也氏が任期満了により退任いたしました。
- (2) 令和3年6月25日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって、取締役西澤良氏、監査役萩之内誠氏が辞任いたしました。
- (3) 令和3年6月25日開催の第71回定時株主総会において、松下茂氏および永田健氏が取締役に、菊池岳士氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
- (4) 令和3年6月25日付で、宮崎洋一氏は、専務取締役生産本部長から取締役副社長生産本部長に就任いたしました。
- (5) 令和3年6月25日付で、遠藤雅道氏は、常務取締役管理本部長から専務取締役管理本部長に就任いたしました。
2. 取締役の永田健氏は、社外取締役であります。
3. 監査役の土屋文実男氏および菊池岳士氏は、社外監査役であります。なお、監査役土屋文実男氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役の土屋文実男氏および菊池岳士氏は、その経歴から財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 令和4年4月1日付で、取締役の担当を次のとおり変更しております。
  - (1) 内田秀吾氏は、代表取締役社長 営業本部長兼海陽岩淵金属製品有限公司董事長から代表取締役社長 海陽岩淵金属製品有限公司董事長に就任いたしました。
  - (2) 渡邊尚浩氏は、常務取締役営業本部営業統括部長から常務取締役営業本部長兼営業統括部長に就任いたしました。
  - (3) 小山隆氏は、取締役札幌支店長から取締役札幌支店担当に就任いたしました。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用および損害賠償金等が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象にならないなど、一定の免責事由があります。



## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、社外取締役および各監査役ともに法令が規定する最低責任限度額としております。

## (3) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

### ア 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を次の通り決議しております。

取締役の個人別の報酬については毎年3月に取締役会で支給金額の決定の全てを代表取締役社長に委任し、従業員の給与体系を念頭に、役位、担当業務、経歴等を勘案の上で年俸を決定しております。支給方法は、毎月、年俸の月割り金額を支給しております。

なお、監査役の報酬については監査役の協議にて決定しております。

また、業績の向上により、役員賞与を支給する場合は、株主総会の決議としております。

役員退職慰労金は、その具体的金額、支給の時期、方法等を、取締役については取締役会で、監査役については監査役の協議に一任する旨の決議を株主総会で、その後、取締役については取締役会で、監査役については監査役の協議で、役員退職慰労金規定に基づき支給額を決定しております。

### イ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長内田秀吾が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の事業を把握し、各取締役の評価を行うには代表取締役が適任であると判断したためであります。

取締役の個人別の報酬額の内容の決定にあたっては、代表取締役社長が作成した原案を基に担当取締役と決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としては、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

### ウ 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 | 分 | 支給人員(名) | 支給額(千円) |
|---|---|---------|---------|
| 取 | 締 | 11      | 222,447 |
| 監 | 査 | 5       | 20,868  |
| 合 | 計 | 16      | 243,315 |

- (注) 1. 平成18年6月29日開催の第56回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額4千万円以内と決議いただいております。  
当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。
2. 平成23年6月29日開催の第61回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額4億円以内と決議いただいております。  
当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名であります。
3. 取締役および監査役の支給人員には、令和3年6月25日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名が含まれております。
4. 取締役への支給額のうち社外取締役2名に240千円支給しております。
5. 監査役への支給額のうち社外監査役3名に3,600千円支給しております。
6. 上記の報酬等の総額には、当期における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。
7. 上記のほか、令和3年6月25日開催の第71回定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金の額は以下のとおりであります。なお、当期ならびに当期以前の事業報告において記載済みの役員退職慰労引当金の増加額を除いております。  
退任取締役 1名 4,063千円
8. 当社の役員報酬は、全て基本報酬であります。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ア 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係  
該当事項はありません。
- イ 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ウ 当期における主な活動状況  
(ア) 取締役会および監査役会への出席状況

| 役員氏名       | 取締役会   |        | 監査役会   |        |
|------------|--------|--------|--------|--------|
|            | 開催数(回) | 出席数(回) | 開催数(回) | 出席数(回) |
| 取締役 永田 健   | 10     | 9      | -      | -      |
| 監査役 土屋 文実男 | 12     | 12     | 8      | 8      |
| 監査役 菊池 岳士  | 10     | 10     | 6      | 6      |

(注) 取締役永田健氏および監査役菊池岳士氏は、当期中に開催された取締役会および監査役会のうち、令和3年6月25日の就任後に開催されたもののみを対象としております。

#### (イ) 取締役会および監査役会における発言状況

社外取締役永田健氏、社外監査役土屋文実男氏および菊池岳士氏は、取締役会においては、主に法令や定款の順守に係る見地から、適宜意見を述べております。

社外監査役土屋文実男氏および菊池岳士氏は、監査役会においては、監査の方法およびその他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見を述べております。

#### (ウ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役永田健氏は、その経歴からの幅広い知見から、当社取締役会の意思決定に際し、適宜客観的な視点からの意見や指導を行っております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

|                                      | 支払額(千円) |
|--------------------------------------|---------|
| 当期に係る会計監査人の報酬等の額                     | 23,800  |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23,800  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、常勤監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、その他の事由により監査役会が会計監査人の解任または不再任を適当と判断した場合、監査役会の決定により、解任または不再任に関する議案を株主総会に上程いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

## 5. 会社の体制および方針

- (1) 当社取締役および子会社取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他当社および子会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年4月21日の取締役会において、平成27年5月1日施行の改正会社法を踏まえ、会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について、次のとおり決議しております。

なお、決議には実施されている内部統制体制の確認を含めております。

会社法の要求する業務の適正を確保するための体制については、社会的責任、企業規模、業界および生産する製品の特殊性、経営への影響度、費用対効果を充分考慮して整備いたします。

ア 当社取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 当社は、取締役、従業員を含めた「イワブチグループ企業行動指針」を定めるとともに、役員を対象とする役員規定を定め、これらの順守を図っています。
- (イ) 取締役には取締役会規定が設けられ、原則月1回の適切な同会運営が確保されており、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止しています。
- (ウ) 当社は、監査役会設置会社として、取締役の職務執行に関しては監査役会の定める監査方針および分担に従って各監査役の監査を受けます。
- (エ) 取締役が他の取締役の法令・定款違反を発見した場合は監査役に報告し、その是正を図ります。

イ 当社子会社取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「イワブチグループ企業行動指針」を定め、法令・規則順守の周知徹底を図っています。

ウ 当社および子会社の業務の適正を確保するための体制

- (ア) 「イワブチグループ企業行動指針」を定め、グループとして業務の適正を確保しています。
- (イ) 「子会社管理規定」を定め、子会社からの報告および内部監査を充実し、グループ内の意思の疎通を図っています。

(ウ) 当社の取締役または使用人を子会社の取締役および監査役またはこれらに準ずる役職に任命し、業務執行の適正を図っています。

エ 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(ア) 当社は、書類による情報の保存を原則とし、取締役の職務執行に係る書類および文書は「文書管理規定」に基づき、保存年限を定め、検索性の高い状態で保存、管理しています。

(イ) 電磁的文書および記録については、「情報管理規定」を整備し、適切な情報の保存および管理を行っています。

オ 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(ア) 当社は、業務に係るリスクの予防と緊急時の体制に関しては規定類を定めて管理しており、経営に重大な影響を与えるリスクの評価については定期的に見直しを行い、その対策を検証する体制を整えています。

(イ) 「情報管理規定」を定め、電磁的文書および記録の保全ならびに施設の保全と安全についての体制を整えています。

カ 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 取締役会、常務会を原則月1回開催して経営方針および経営戦略に関わる重要事項について決定しています。加えて、取締役が出席する予算審議委員会、販売企画委員会、生産計画委員会、品質管理委員会を毎月開催し、審議を経て各部門が業務を執行しています。

(イ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「会社組織および業務分掌規定」、「職務権限規定」などにおいてそれぞれの責任について定めています。

キ 当社使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(ア)「コンプライアンス体制」の社長声明を各部門に掲示して法令・規則の順守を徹底するよう図るとともに、コンプライアンス体制の基礎として、「イワブチグループ企業行動指針」および「コンプライアンス基本規定」を定めています。

(イ)上記の基本規定には、内部通報およびコンプライアンス教育についても定めています。

ク 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制「子会社管理規定」において、当社の取締役会に定期的に子会社からの出席を求め、経営上重要な事項につき報告を受けると定めています。

ケ 当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

子会社は、業務に係るリスクの予防と緊急時の体制に関して当社規定類に準じて管理しており、当社は、上記オ（ア）において、経営に重大な影響を与えるリスクの1つとして子会社に係るリスクを認識し管理しています。

コ 当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア)子会社取締役の重要な職務については、当社取締役会の付議事項として事前の審議を経て執行しています。

(イ)子会社取締役は、適宜、当社の取締役会または業務上対応する会議に出席しまたは書面により、重要事項の報告を行っております。

また、当社による子会社内部監査を定期および臨時に実施しています。

サ 当社子会社使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(ア)「コンプライアンス体制」の親会社社長声明を各子会社に掲示して法令・規則の順守を徹底するよう図っています。

(イ)「イワブチグループ企業行動指針」を定め、法令・規則順守の周知徹底を図っています。

(ウ)当社による子会社内部監査を定期および臨時に実施しています。

シ 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(ア)監査役より、その職務を補助するスタッフの要請がある場合は、内部統制評価員をその任にあたらせます。

(イ)内部統制評価員がその任に従事している間の指示は監査役とし、取締役からの独立性を確保します。その旨「財務報告に係わる内部統制の構築と評価に関する実務要領」に定めています。

(ウ) 内部統制評価員は、上記実務要領の定めのとおり監査役の指揮命令に従うものとし、監査役の指示の実効性を確保しています。

#### ス 当社監査役への報告に関する体制

(ア) 常勤監査役が報告を受ける体制として既に実施されている次のことを制度化しています。

a 担任役員以上による決裁稟議書を回覧

b 部店長会議および社内各種委員会への出席

(イ) 現在実施されている監査役の電子情報の閲覧につき、日常的監査を容易にするため、可能な限りのアクセス権を設定しています。

(ウ) 当社による子会社内部監査の監査結果は、遅滞なく監査役に報告されています。

(エ) 当社は、監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをしない旨周知徹底しています。

(オ) 当社「監査役監査規定」において、その職務遂行のために必要な費用は会社に請求することができると定めています。

(カ) 上記に拘らず、監査役は必要の都度、当社および子会社取締役または使用人に対して報告を求めることが出来るものとしています。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ア コンプライアンス

(ア) 「コンプライアンス体制」の社長声明および「イワブチグループ企業行動指針」を各部門および子会社に掲示し、コンプライアンスを重視する経営の基本方針を周知しています。

(イ) 「コンプライアンス基本規定」に社員の責務、社員の禁止事項、是正処置および通報の義務を定め、コンプライアンス教育により規定類・法令・規則の順守の徹底を図り、内部監査でその重要性を認識させています。

### イ リスク管理

(ア) 業務に係る種々のリスクを認識し、それらの管理体制の整備を行っています。予防と緊急時の体制に関する規定類に基づき、経営に重大な影響を与えるリスクの評価を定期的に見直し、対応策を検討しています。

(イ) 「情報管理規定」に基づき、電磁的文書および記録の保全ならびに施設の保全と安全について管理を行っています。

#### ウ グループ会社管理体制

- (ア) 子会社取締役の重要な職務については、当社取締役会の付議事項として事前の審議を経て執行しています。
- (イ) 「子会社管理規定」に基づき、子会社取締役は、適宜、当社の取締役会または業務上対応する会議に出席または書面により、経営上重要な事項の報告を行っています。
- (ウ) 「内部監査規定」に基づき、当社による子会社の内部監査を定期および臨時に行い、法令・規定類の順守、損失の危険の管理、業務の効率性など業務の適正な遂行を図っています。

#### エ 取締役の職務の執行

- (ア) 取締役には取締役会規定が設けられ、原則月1回の適切な同会運営が確保されており、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止しています。
- (イ) 取締役会、常務会においては、経営方針および経営戦略に関わる重要事項について決定しています。
- (ウ) 取締役が出席する予算審議委員会、販売企画委員会、生産計画委員会、品質管理委員会を毎月開催し、審議を経て各部門が業務を執行しています。

#### オ 監査役の職務執行

- (ア) 担任役員以上の決裁稟議書を回覧しています。また、電子情報に可能な限りのアクセス権を設定し、日常的監査を容易にしています。部店長会議および社内各種委員会へ出席しています。
- (イ) 当社による子会社内部監査の監査結果を報告しています。
- (ウ) 監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをしない旨周知徹底しています。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

### (4) 反社会的な勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- ア 当社は、「イワプチグループ企業行動指針」において、法令、規則の順守を定めた上、順守すべき「コンプライアンスの具体的項目」を別途掲げ、反社会的な勢力および団体とは対決することを明記しています。
- イ 対応総括部門を総務部とし、所轄警察署、顧問弁護士などの外部機関と連携し、また、社内イントラネットにおいて対応マニュアルを掲示するなどして、反社会的勢力からの不当要求に対応することとしています。
- ウ 千葉県企業防衛協議会、千葉県暴力団追放県会議、松戸市職場警察連絡協議会に加入するなど、反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、必要な情報を社内へ周知しています。



## 貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| (資産の部)          |                   | (負債の部)         |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>10,963,378</b> | <b>流動負債</b>    | <b>2,141,398</b>  |
| 現金及び預金          | 5,823,630         | 支払手形           | 941,814           |
| 受取手形            | 435,909           | 買掛金            | 539,573           |
| 電子記録債権          | 944,359           | 1年内返済予定の長期借入金  | 107,600           |
| 売掛金             | 1,606,135         | リース債務          | 7,692             |
| 商品及び製品          | 1,789,427         | 未払金            | 181,126           |
| 仕掛品             | 81,181            | 未払費用           | 61,150            |
| 原材料及び貯蔵品        | 111,694           | 未払法人税等         | 51,612            |
| 前払費用            | 12,912            | 賞与引当金          | 205,606           |
| その他の債権          | 166,039           | 設備関係支払手形       | 6,121             |
| 貸倒引当金           | △7,911            | その他            | 39,099            |
| <b>固定資産</b>     | <b>8,172,898</b>  | <b>固定負債</b>    | <b>994,677</b>    |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>4,919,337</b>  | 長期借入金          | 77,500            |
| 建物              | 1,368,865         | リース債務          | 13,623            |
| 構築物             | 34,891            | 退職給付引当金        | 406,856           |
| 機械及び装置          | 78,581            | 役員退職慰労引当金      | 353,105           |
| 車両運搬具           | 6,930             | 受入保証金          | 128,870           |
| 工具、器具及び備品       | 34,938            | 繰延税金負債         | 1,884             |
| 土地              | 3,056,207         | その他            | 12,837            |
| リース資産           | 330,732           | <b>負債合計</b>    | <b>3,136,075</b>  |
| 建設仮勘定           | 8,189             | (純資産の部)        |                   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>159,430</b>    | <b>株主資本</b>    | <b>15,456,350</b> |
| 借地権             | 24,535            | 資本金            | 1,496,950         |
| ソフトウェア          | 119,267           | 資本剰余金          | 1,210,656         |
| リース資産           | 7,861             | 資本準備金          | 1,210,656         |
| その他             | 7,765             | 利益剰余金          | 12,899,730        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,094,131</b>  | 利益準備金          | 379,237           |
| 投資有価証券          | 1,161,378         | その他利益剰余金       | 12,520,493        |
| 関係会社株式          | 1,210,476         | 土地圧縮積立金        | 45,652            |
| 関係会社出資金         | 350,000           | 別途積立金          | 11,750,000        |
| 出資金             | 3,160             | 繰越利益剰余金        | 724,840           |
| 長期貸付金           | 587               | 自己株式           | △150,986          |
| 会長権             | 118,675           | 評価・換算差額等       | 543,850           |
| 前払年金費用          | 243,757           | その他有価証券評価差額金   | 543,850           |
| その他の債権          | 22,348            | <b>純資産合計</b>   | <b>16,000,201</b> |
| 貸倒引当金           | △16,253           | <b>負債純資産合計</b> | <b>19,136,276</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>19,136,276</b> |                |                   |

## 損 益 計 算 書

(令和 3 年 4 月 1 日から  
令和 4 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金         | 額         |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 売 上 高                 |           |           |
| 製 品 売 上 高             | 7,555,940 |           |
| 商 品 売 上 高             | 1,745,363 | 9,301,304 |
| 売 上 原 価               |           |           |
| 製 品 売 上 原 価           | 5,362,075 |           |
| 商 品 売 上 原 価           | 1,446,520 | 6,808,595 |
| 売 上 総 利 益             |           | 2,492,708 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |           | 2,078,924 |
| 営 業 利 益               |           | 413,783   |
| 営 業 外 収 益             |           |           |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金 | 47,755    |           |
| 受 取 賃 貸 料             | 41,296    |           |
| 受 取 保 険 金             | 2,005     |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額       | 382       |           |
| そ の 他                 | 7,997     | 99,437    |
| 営 業 外 費 用             |           |           |
| 支 払 利 息               | 2,490     |           |
| そ の 他                 | 12        | 2,503     |
| 経 常 利 益               |           | 510,718   |
| 特 別 利 益               |           |           |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 12,415    | 12,415    |
| 特 別 損 失               |           |           |
| 固 定 資 産 除 売 却 損       | 5,291     | 5,291     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |           | 517,843   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 117,408   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 37,480    | 154,888   |
| 当 期 純 利 益             |           | 362,955   |

## 株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |         |             |              |               |              |          | 株主資本<br>合 計 |
|-------------------------|-----------|-----------|---------|-------------|--------------|---------------|--------------|----------|-------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |         | 利 益 剰 余 金   |              |               |              | 自 己 株 式  |             |
|                         |           | 資本準備金     | 利益準備金   | その他利益剰余金    |              |               | 利益剰余金<br>合 計 |          |             |
|                         |           |           |         | 土地圧縮<br>積立金 | 別 途<br>積 立 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |          |             |
| 当 期 首 残 高               | 1,496,950 | 1,210,656 | 379,237 | 45,652      | 11,550,000   | 776,711       | 12,751,601   | △150,986 | 15,308,222  |
| 当 期 変 動 額               |           |           |         |             |              |               |              |          |             |
| 別 途 積 立 金 の 積 立         |           |           |         |             | 200,000      | △200,000      | -            |          | -           |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |           |         |             |              | △214,826      | △214,826     |          | △214,826    |
| 当 期 純 利 益               |           |           |         |             |              | 362,955       | 362,955      |          | 362,955     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |           |         |             |              |               |              |          |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -         | -         | -       | -           | 200,000      | △51,871       | 148,128      | -        | 148,128     |
| 当 期 末 残 高               | 1,496,950 | 1,210,656 | 379,237 | 45,652      | 11,750,000   | 724,840       | 12,899,730   | △150,986 | 15,456,350  |

|                         | 評 価 ・ 換 算<br>差 額           | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------|----------------------------|------------|
|                         | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 |            |
| 当 期 首 残 高               | 409,271                    | 15,717,493 |
| 当 期 変 動 額               |                            |            |
| 別 途 積 立 金 の 積 立         |                            | -          |
| 剰 余 金 の 配 当             |                            | △214,826   |
| 当 期 純 利 益               |                            | 362,955    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 134,578                    | 134,578    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 134,578                    | 282,707    |
| 当 期 末 残 高               | 543,850                    | 16,000,201 |

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品、製品、仕掛品、原材料……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 貯蔵品……………最終仕入原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合には残価保証額）とする定額法

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期負担額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その発生時に全額費用処理しております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、会社規定に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

当社は、主に電力、通信、信号、放送、鉄道用各種電気架線金物及びコンクリートポール用品等の販売から収益を稼得しております。顧客との販売契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製品の引渡時であります。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、収益は、契約に定める価格から値引きを控除した金額で算定しております。

## II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

これにより、顧客に支払う販売手数料については、販売費及び一般管理費に計上してはいたしましたが、販売に応じて生ずる手数料であり、顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものではないことから、売上高から減額する会計処理に変更しております。この結果、当事業年度の売上高及び、販売費及び一般管理費に与える影響は軽微であり、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

### III. 重要な会計上の見積りに関する注記

#### 1. 「商品及び製品」の評価に関する事項

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品 1,789,427千円

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「商品及び製品」の評価基準及び評価方法は、総平均法による原価法によっております。また、貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。なお、需要予測に基づく販売計画に照らして収益性の低下を見積っておりますが、需要予測には関連業界の設備投資計画やコスト削減計画が含まれるため、不確実性を伴っております。今後、需要予測の前提が変化し、販売計画の変更が必要となった場合には、「商品及び製品」の簿価を切下げ、売上原価が上昇する可能性があります。

### IV. 貸借対照表に関する注記

#### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

8,305,006千円

#### 2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 438,857千円

短期金銭債務 305,421千円

### V. 損益計算書に関する注記

#### 関係会社との取引高

売上高 903,429千円

仕入高 1,617,244千円

その他の営業取引高 43,593千円

営業取引以外の取引高 27,317千円

### VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数(株) | 当事業年度増加<br>株式数(株) | 当事業年度減少<br>株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式  | 25,867            | —                 | —                 | 25,867           |
| 合計    | 25,867            | —                 | —                 | 25,867           |

## VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |            |
|--------------|------------|
| 繰延税金資産       |            |
| 貸倒引当金        | 7,360千円    |
| 賞与引当金        | 62,627千円   |
| 役員退職慰労引当金    | 107,555千円  |
| 退職給付引当金      | 123,928千円  |
| 未払事業税        | 6,330千円    |
| 会員権等評価損      | 53,500千円   |
| その他          | 34,258千円   |
| 繰延税金資産小計     | 395,562千円  |
| 評価性引当額       | △72,112千円  |
| 繰延税金資産合計     | 323,449千円  |
| 繰延税金負債       |            |
| その他有価証券評価差額金 | △231,019千円 |
| 土地圧縮積立金      | △19,996千円  |
| 前払年金費用       | △74,248千円  |
| その他          | △70千円      |
| 繰延税金負債合計     | △325,334千円 |
| 繰延税金負債の純額    | △1,884千円   |



## VIII. 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 属性       | 会社等の<br>名称           | 議決権等の所有<br>(被所有)割合                   | 関連当事者<br>との関係                    | 取引の内容                            | 取引金額              | 科目                  | 期末残高                       |
|----------|----------------------|--------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-------------------|---------------------|----------------------------|
| 子会社      | HOKUEI<br>株式会社       | 所有<br>直接 100%                        | 製商品・部<br>品の仕入<br>役員の兼任           | 金属製品及び<br>部品の仕入                  | 292,429           | 買掛金                 | 24,488                     |
| 子会社      | IWM<br>株式会社          | 所有<br>直接 100%                        | 当社製商品<br>の販売                     | 電気架線金物<br>の販売                    | 364,085           | 売掛金                 | 160,046                    |
| 子会社      | 協和興業<br>株式会社         | 所有<br>直接 67.36%                      | 製商品・部<br>品の仕入<br>当社製商品<br>の販売    | 金属製品及び<br>部品の仕入<br>電気架線金物<br>の販売 | 90,764<br>38,319  | 買掛金<br>売掛金          | 8,820<br>2,691             |
| 子会社      | 海陽岩淵<br>金属製品<br>有限公司 | 所有<br>直接 100%                        | 製品・部品<br>の仕入<br>役員の兼任            | 金属製品及び<br>部品の仕入                  | 566,070           | 買掛金                 | 51,226                     |
| 関連<br>会社 | 株式会社<br>TCM          | 所有<br>直接 50.00%                      | 当社製商品<br>の販売<br>役員の兼任            | 電気架線金物<br>の販売                    | 500,990           | 電子記録債権<br>売掛金       | 84,673<br>70,105           |
| 関連<br>会社 | 富田鉄工<br>株式会社         | 所有<br>直接 25.91%<br>(被所有)<br>直接 0.32% | 製商品・部<br>品の仕入<br>工場等の賃貸<br>役員の兼任 | 金属製品及び<br>部品の仕入<br>工場等の賃貸        | 642,947<br>12,036 | 支払手形<br>買掛金<br>前受収益 | 166,672<br>48,870<br>1,034 |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

製商品・部品の仕入及び製商品の販売について、価格その他の取引条件は、当社と関連しない他の当事者との取引条件を勘案の上、決定しております。

2. 富田鉄工株式会社に対する工場等の賃貸については、近隣の相場を勘案し、双方協議の上、決定しております。

## 2. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

| 属性                | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合    | 関連当事者との関係 | 取引の内容  | 取引金額   | 科目 | 期末残高 |
|-------------------|------------|-------------------|-----------|--------|--------|----|------|
| 役員<br>に<br>ず<br>者 | 西澤良        | (被所有)<br>直接 0.34% | 不動産の譲渡    | 不動産の譲渡 | 27,860 | —  | —    |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 売買価格は、近隣の市場の実勢価格を参考に協議の上、取締役会の決議を経て決定しております。

## IX. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

## X. 1株当たり情報に関する注記

|            |            |
|------------|------------|
| 1株当たり純資産額  | 14,895円92銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 337円91銭    |

## XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額        | 科 目          | 金 額        |
|-----------|------------|--------------|------------|
| (資産の部)    |            | (負債の部)       |            |
| 流動資産      | 13,214,862 | 流動負債         | 2,926,329  |
| 現金及び預金    | 7,075,499  | 支払手形及び買掛金    | 1,944,031  |
| 受取手形      | 499,389    | 短期借入金        | 242,380    |
| 電子記録債権    | 967,510    | 未払法人税等       | 82,266     |
| 売掛金       | 1,845,138  | 賞与引当金        | 256,537    |
| 商品及び製品    | 1,981,638  | その他          | 401,114    |
| 仕掛品       | 437,130    |              |            |
| 原材料及び貯蔵品  | 300,645    |              |            |
| その他       | 118,310    |              |            |
| 貸倒引当金     | △10,400    |              |            |
| 固定資産      | 9,741,623  | 固定負債         | 1,942,966  |
| 有形固定資産    | 7,614,578  | 長期借入金        | 306,008    |
| 建物及び構築物   | 1,536,245  | 役員退職慰労引当金    | 444,292    |
| 機械装置及び運搬具 | 182,918    | 退職給付に係る負債    | 463,866    |
| 土地        | 5,491,307  | 繰延税金負債       | 571,341    |
| リース資産     | 333,847    | その他          | 157,458    |
| 建設仮勘定     | 16,744     | 負債合計         | 4,869,296  |
| その他       | 53,515     | (純資産の部)      |            |
| 無形固定資産    | 189,193    | 株主資本         | 16,364,239 |
| 投資その他の資産  | 1,937,851  | 資本金          | 1,496,950  |
| 投資有価証券    | 1,457,852  | 資本剰余金        | 1,231,962  |
| 長期貸付金     | 587        | 利益剰余金        | 13,786,313 |
| 退職給付に係る資産 | 243,757    | 自己株式         | △150,986   |
| 繰延税金資産    | 1,579      | その他の包括利益累計額  | 736,755    |
| その他       | 250,328    | その他有価証券評価差額金 | 543,850    |
| 貸倒引当金     | △16,253    | 為替換算調整勘定     | 192,905    |
|           |            | 非支配株主持分      | 986,194    |
|           |            | 純資産合計        | 18,087,189 |
| 資産合計      | 22,956,486 | 負債純資産合計      | 22,956,486 |

## 連結損益計算書

(令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金       | 額          |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 10,262,663 |
| 売上原価            |         | 7,468,687  |
| 売上総利益           |         | 2,793,976  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 2,378,994  |
| 営業利益            |         | 414,981    |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息及び受取配当金     | 41,801  |            |
| 受取賃貸料           | 38,932  |            |
| 受取保険金           | 2,005   |            |
| 持分法による投資利益      | 15,416  |            |
| 貸倒引当金戻入額        | 182     |            |
| その他の            | 14,099  | 112,438    |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 3,057   |            |
| 為替差損            | 36,973  |            |
| その他             | 53      | 40,084     |
| 経常利益            |         | 487,336    |
| 特別利益            |         |            |
| 固定資産売却益         | 12,916  |            |
| 負ののれん発生益        | 431,012 | 443,929    |
| 特別損失            |         |            |
| 固定資産除売却損        | 6,453   | 6,453      |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 924,812    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 130,825 |            |
| 法人税等調整額         | 38,172  | 168,997    |
| 当期純利益           |         | 755,815    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 649        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 755,165    |

## 連結株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |            |          |            |
|-------------------------|-----------|-----------|------------|----------|------------|
|                         | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自 己 株 式  | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高               | 1,496,950 | 1,231,962 | 13,245,974 | △150,986 | 15,823,901 |
| 当 期 変 動 額               |           |           |            |          |            |
| 剰余金の配当                  |           |           | △214,826   |          | △214,826   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |           |           | 755,165    |          | 755,165    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |           |            |          |            |
| 当期変動額合計                 | －         | －         | 540,338    | －        | 540,338    |
| 当 期 末 残 高               | 1,496,950 | 1,231,962 | 13,786,313 | △150,986 | 16,364,239 |

|                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                    |                   | 非 支 配<br>株 主 持 分 | 純資産合計      |
|-------------------------|-----------------------|--------------------|-------------------|------------------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金      | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | その他の包括利益<br>累計額合計 |                  |            |
| 当 期 首 残 高               | 409,271               | 105,146            | 514,417           | 88,386           | 16,426,704 |
| 当 期 変 動 額               |                       |                    |                   |                  |            |
| 剰余金の配当                  |                       |                    |                   |                  | △214,826   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |                       |                    |                   |                  | 755,165    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 134,578               | 87,759             | 222,338           | 897,808          | 1,120,146  |
| 当期変動額合計                 | 134,578               | 87,759             | 222,338           | 897,808          | 1,660,485  |
| 当 期 末 残 高               | 543,850               | 192,905            | 736,755           | 986,194          | 18,087,189 |

## 連結注記表

### I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

|          |                                                                |
|----------|----------------------------------------------------------------|
| 連結子会社の数  | 5社                                                             |
| 連結子会社の名称 | HOKUEI株式会社<br>IWM株式会社<br>協和興業株式会社<br>株式会社須田製作所<br>海陽岩淵金属製品有限公司 |

(連結の範囲に関する事項の変更)

令和4年1月19日付で株式会社須田製作所の株式を取得し、子会社化したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した関連会社の状況

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 持分法を適用した関連会社の数  | 1社      |
| 持分法を適用した関連会社の名称 | 株式会社TCM |

##### (2) 持分法を適用していない関連会社の名称

富田鉄工株式会社

(持分法を適用していない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

海陽岩淵金属製品有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

###### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(イ) 商品、製品、仕掛品、原材料 ……総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(ロ) 貯蔵品 ……最終仕入原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社においては定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

在外連結子会社においては定額法

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

###### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合には残価保証額）とする定額法

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

#### ③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、会社規定に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

当社及び連結子会社は、主に電力、通信、信号、放送、鉄道用各種電気架線金物及びコンクリートポール用品等の販売から収益を稼得しております。顧客との販売契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製品の引渡時であります。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、収益は、契約に定める価格から値引きを控除した金額で算定しております。



(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、ヘッジ会計の要件を満たしており、さらに想定元本、利息の受払条件及び契約期間がヘッジ対象となる借入金と同一であるため、特例処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

借入金を対象とした金利スワップであります。

(ハ) ヘッジ方法

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その発生時に全額費用処理しております。

(ハ) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

これにより、製品等の加工先との間で行っている原材料等の有償支給取引については、支給品を買い戻す義務を実質的に負っているため、支給品の消滅を認識しない会計処理に変更しております。この結果、従前の会計処理と比較して、当連結会計年度末において、流動資産の「原材料及び貯蔵品」と流動負債の「その他」がそれぞれ15,421千円増加しております。また、顧客に支払う販売手数料については、販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、販売に応じて生ずる手数料であり、顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものではないことから、売上高から減額する会計処理に変更しております。この結果、当連結会計年度の売上高及び、販売費及び一般管理費に与える影響は軽微であり、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記を行うこととしました。

### Ⅲ. 重要な会計上の見積りに関する注記

#### 1. 「商品及び製品」の評価に関する事項

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        |             |
|--------|-------------|
| 商品及び製品 | 1,981,638千円 |
|--------|-------------|

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「商品及び製品」の評価基準及び評価方法は、総平均法による原価法によっております。また、連結貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。なお、需要予測に基づく販売計画に照らして収益性の低下を見積っておりますが、需要予測には関連業界の設備投資計画やコスト削減計画が含まれるため、不確実性を伴っております。今後、需要予測の前提が変化し、販売計画の変更が必要となった場合には、「商品及び製品」の簿価を切下げ、売上原価が上昇する可能性があります。

### Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 10,067,328千円 |
|-------------------|--------------|

#### 2. 担保資産及び担保付債務

##### 担保に供している資産

|    |             |
|----|-------------|
| 建物 | 4,649千円     |
| 土地 | 1,960,500千円 |
| 合計 | 1,965,149千円 |

##### 担保付債務

|       |           |
|-------|-----------|
| 短期借入金 | 17,896千円  |
| 長期借入金 | 198,214千円 |
| 合計    | 216,110千円 |

## V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|       | 当連結会計年度<br>期首株式数 (株) | 当連結会計年度<br>増加株式数 (株) | 当連結会計年度<br>減少株式数 (株) | 当連結会計年度<br>末株式数 (株) |
|-------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式 |                      |                      |                      |                     |
| 普通株式  | 1,100,000            | —                    | —                    | 1,100,000           |
| 合計    | 1,100,000            | —                    | —                    | 1,100,000           |
| 自己株式  |                      |                      |                      |                     |
| 普通株式  | 25,867               | —                    | —                    | 25,867              |
| 合計    | 25,867               | —                    | —                    | 25,867              |

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| 決議                  | 株式の<br>種類 | 配当金<br>の総額<br>(千円) | 1株当<br>たり配<br>当額<br>(円) | 基準日       | 効力発生日      |
|---------------------|-----------|--------------------|-------------------------|-----------|------------|
| 令和3年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式      | 107,413            | 100                     | 令和3年3月31日 | 令和3年6月28日  |
| 令和3年11月15日<br>取締役会  | 普通株式      | 107,413            | 100                     | 令和3年9月30日 | 令和3年11月29日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 107,413千円
- ② 1株当たり配当額 100円
- ③ 基準日 令和4年3月31日
- ④ 効力発生日 令和4年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## VI. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に基づいて、所要資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機目的の取引は行わないことしております。

余資については、短期の定期預金等で運用しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、取引先ごとに、与信管理、回収状況及び残高管理を行い、必要に応じ信用状況を把握することとしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場リスクがありますので、定期的に時価評価を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが5ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、省略しております。

営業債務及び借入金は、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

後掲「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注) 2 参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

|                             | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価       | 差 額    |
|-----------------------------|----------------|-----------|--------|
| 投資有価証券                      | 1,165,700      | 1,165,700 | —      |
| 資 産 計                       | 1,165,700      | 1,165,700 | —      |
| 長期借入金（1年以内に返済<br>予定のものを含む。） | 493,488        | 491,568   | △1,919 |
| 負 債 計                       | 493,488        | 491,568   | △1,919 |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資 産

#### 投資有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|                            | 種類 | 取得原価    | 連結貸借対照表<br>計上額 | 差 額     |
|----------------------------|----|---------|----------------|---------|
| 連結貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  | 株式 | 351,156 | 1,150,424      | 799,267 |
| 連結貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | 株式 | 21,311  | 15,275         | △6,036  |
| 合 計                        |    | 372,468 | 1,165,700      | 793,231 |

### 負 債

長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む。）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（次項、デリバティブ取引②参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

- ①ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。  
 ②ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：千円)

| ヘッジ会計の方法    | 取引の種類                 | 主なヘッジ対象 | 当連結会計年度(令和4年3月31日) |        |     |
|-------------|-----------------------|---------|--------------------|--------|-----|
|             |                       |         | 契約額等               | うち1年超  | 時価  |
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ取引<br>支払固定・受取変動 | 長期借入金   | 51,000             | 37,000 | (※) |

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 292,152    |

(注) これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内       | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------|------------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 7,075,499  | —           | —            | —    |
| 受取手形   | 499,389    | —           | —            | —    |
| 電子記録債権 | 967,510    | —           | —            | —    |
| 売掛金    | 1,845,138  | —           | —            | —    |
| 合計     | 10,387,537 | —           | —            | —    |

4. 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内    | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超    |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 短期借入金 | 54,900  | —           | —           | —           | —           | —      |
| 長期借入金 | 187,480 | 154,290     | 60,548      | 46,482      | 27,196      | 17,492 |
| 合計    | 242,380 | 154,290     | 60,548      | 46,482      | 27,196      | 17,492 |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

| 区分                           | 時価        |      |      |           |
|------------------------------|-----------|------|------|-----------|
|                              | レベル1      | レベル2 | レベル3 | 合計額       |
| 有価証券及び投資有価証券<br>其他有価証券<br>株式 | 1,165,700 | —    | —    | 1,165,700 |
| 資産計                          | 1,165,700 | —    | —    | 1,165,700 |

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分                          | 時価   |         |      |         |
|-----------------------------|------|---------|------|---------|
|                             | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計額     |
| 長期借入金（1年以内に<br>返済予定のものを含む。） | —    | 491,568 | —    | 491,568 |
| 負債計                         | —    | 491,568 | —    | 491,568 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

##### 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2に分類している。



## Ⅶ. 収益認識に関する注記

### 1. 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 需要分野             | 合計         |
|------------------|------------|
| 交通信号・標識・学校体育施設関連 | 1,229,448  |
| C A T V・防災無線関連   | 1,087,852  |
| 情報通信関連           | 2,537,739  |
| 配電線路関連           | 3,385,222  |
| その他              | 2,022,400  |
| 顧客との契約から生じる収益    | 10,262,663 |
| 外部顧客への売上高        | 10,262,663 |

(注) 収益の分解情報は、セグメントに代わる需要分野を記載しております。

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

### 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(残存履行義務に配分した取引価格)

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

|            |            |
|------------|------------|
| 1株当たり純資産額  | 16,838円87銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 703円05銭    |

## Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## X. その他の注記

(企業結合等関係)

取得による企業結合

### 1. 企業結合の概要

#### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

|          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| 被取得企業の名称 | 株式会社須田製作所（東京都中央区）                 |
| 事業の内容    | 電気通信、工具類等の製造販売<br>無線システム装置類等の設計開発 |

#### (2) 企業結合を行った主な理由

当社は、電力、通信、信号、放送、鉄道用各種電気架線金物およびコンクリートポール用品等の製造販売を行う専門メーカーとして多様化する顧客のニーズに合致した製品を提供できるよう技術を培い、生産設備の合理化と全国を網羅する販売サービス体制の確立に努めてまいりました。

一方、株式会社須田製作所は、通信用金物等の製造販売および無線関連装置の設計製作に関する事業を行い、当社同様、インフラ構築の一翼を担ってまいりました。

このたび、同社が当社グループに加わることで、架線金物事業については、同種の製品と顧客基盤を有することから、営業・開発・材料調達・生産・配送の各プロセスで効率化を図ることが期待できます。また、無線関連装置事業については、当社グループに新たな技術基盤と販売網が加わることとなります。

本件により、相互にシナジーを発揮して、一層の企業価値向上を目指すものであります。

#### (3) 企業結合日

令和4年1月19日（みなし取得日 令和4年3月31日）

#### (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

#### (5) 結合後企業の名称

変更はありません。

#### (6) 取得した議決権比率

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 取得直前に所有していた議決権比率  | —%     |
| 企業結合日に追加取得した議決権比率 | 60.62% |
| 取得後の議決権比率         | 60.62% |

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、当社が議決権の60.62%を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

当連結会計期間においては連結貸借対照表のみを連結しており、連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|       |    |           |
|-------|----|-----------|
| 取得の対価 | 現金 | 950,036千円 |
| 取得原価  |    | 950,036千円 |

4. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

|              |         |
|--------------|---------|
| デューデリジェンス費用等 | 4,400千円 |
|--------------|---------|

5. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

発生しておりません。

6. 発生した負ののれんの金額及び発生原因

(1) 負ののれん発生益の金額

431,012千円

(2) 発生原因

企業結合時の被取得企業の時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

|      |             |
|------|-------------|
| 流動資産 | 1,183,228千円 |
| 固定資産 | 2,344,561千円 |
| 資産合計 | 3,527,790千円 |
| 流動負債 | 449,365千円   |
| 固定負債 | 800,217千円   |
| 負債合計 | 1,249,582千円 |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和4年5月12日

イワブチ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 昇  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成島 徹  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イワブチ株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

令和4年5月12日

イワブチ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 斎藤 昇

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 成島 徹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イワブチ株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イワブチ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規定の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和4年5月12日

イワブチ株式会社 監査役会

常勤監査役 鈴木 健 司 ㊟

監査役 大石 眞 ㊟

社外監査役 土屋 文実男 ㊟

社外監査役 菊池 岳 士 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当金に関する事項

第72期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金100円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は107,413,300円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和4年6月29日といたしたいと存じます。

#### 2. 剰余金についてのその他の処分に関する事項

別途積立金の積み立てにつきましては、当社は企業価値向上に向け積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図る必要があると考え、また、株主の皆様に対する安定的な利益還元に備えるため、以下のとおり2億円を、別途積立金に積み立てることといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 200,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 200,000,000円

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

(1) 事業内容の多様化に備えるため、事業目的の追加を行うものであります。

(2) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度に係る定款の整備を行うものであります。

(4) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款                          | 変 更 案                    |
|----------------------------------|--------------------------|
| 第1章 総則                           | 第1章 総則                   |
| 第1条 (条文省略)                       | 第1条 (現行どおり)              |
| (目的)                             | (目的)                     |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。         | 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 |
| (1) 電力、通信、信号、放送、鉄道用各種電気架線金物の製造販売 | (1) ~ (3) (現行どおり)        |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(2) 送配電機器の部品、通信、放送用受信装置および支持機材の製造販売</p> <p>(3) 合成樹脂製各種電気絶縁物および各種電気接続器材の製造販売<br/>(新設)</p> <p>(4) 前各号に附帯する一切の業務</p>                                                                | <p>(4) <u>建築工事、土木工事、電気工事、電気通信工事、設備工事の設計、監理、請負</u></p> <p>(5) 前各号に附帯する一切の業務</p>                                                                                                                 |
| <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                                                       | <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(3) 会計監査人</p>                                                                 |
| <p>第4条～第14条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                              | <p>第5条～第15条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                        |
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                    |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                         | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |
| <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、15名以内とする。</p>                                                                                             | <p>第17条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は15名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする。</p>                                                                      |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(選任)<br/>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)<br/>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(取締役会)<br/>第21条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(代表取締役)<br/>第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)<br/>第23条 取締役会は、その決議によって会長1名、社長1名、副社長若干名、専務取締役若干名、常務取締役若干名を選定することができる。</p> | <p>(選任)<br/>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)<br/>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(代表取締役)<br/>第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)<br/>第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から会長1名、社長1名、副社長若干名、専務取締役若干名、常務取締役若干名を選定することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集および議長)<br/> 第24条 取締役会の招集および議長は、取締役会において定めた取締役がこれをなし、その招集通知は会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ずして取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集および議長)<br/> 第24条 取締役会の招集および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定めた取締役がこれをなし、その招集通知は会日の3日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ずして取締役会を開催することができる。</p> |
| <p>第25条～第26条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                        | <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                           |
| <p>(取締役の報酬等)<br/> 第27条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                             | <p>(取締役の報酬等)<br/> 第27条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                   |
| <p>第28条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                             | <p>第28条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                |
| <p>第5章 監査役、監査役会および会計監査人<br/> (監査役)<br/> 第29条 当会社は、監査役を置く。</p>                                                                                                                                  | <p>第5章 監査等委員会および会計監査人<br/> (削除)</p>                                                                                                                                                                |
| <p>(員数)<br/> 第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>2. 補欠監査役の選任決議の有効期間は、被補欠者として定めた監査役の任期の満了する時までとする。</p>                                                                                                | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                        |
| <p>(選任)<br/> 第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>                                                                            | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                        |
| <p>(任期)<br/> 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>                                                   | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                        |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会)<br/>第33条 <u>当社は、監査役会を置く。</u></p> <p>(常勤の監査役)<br/>第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集手続)<br/>第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ずして監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規定)<br/>第36条 <u>監査役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)<br/>第37条 <u>監査役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任の一部免除)<br/>第38条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第39条～第44条 (条文省略)</p> | <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)<br/>第29条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集手続)<br/>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集手続を経ずして監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規定)<br/>第31条 <u>監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第32条～第37条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | 附則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| (新設)    | <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、第72回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。</p>                                                                                                                                                            |
| (新設)    | <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第2条</u> 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって、任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | うちだ しゅうご<br>内田 秀吾<br>(昭和33年7月13日生)   | 昭和56年4月 当社入社<br>平成14年3月 福岡支店長<br>平成18年6月 取締役営業第一部長<br>平成20年6月 取締役営業本部営業統括部長<br>平成21年6月 常務取締役営業本部副本部長兼営業統括部長<br>平成23年4月 専務取締役営業本部長兼営業統括部長<br>平成24年4月 代表取締役社長営業本部長<br>平成25年6月 代表取締役社長営業本部長兼海陽岩淵金属製品有限公司董事長<br>令和4年4月 代表取締役社長海陽岩淵金属製品有限公司董事長（現任） | 6,300株        |
| 2     | みや ぎき よういち<br>宮崎 洋一<br>(昭和30年1月28日生) | 昭和54年4月 当社入社<br>平成12年3月 営業統括部長<br>平成14年3月 名古屋支店長<br>平成15年6月 取締役名古屋支店長<br>平成18年3月 取締役製造部長<br>平成25年6月 常務取締役製造部長<br>平成27年4月 常務取締役製造部長兼品質保証部長<br>平成28年4月 常務取締役製造部長<br>平成30年4月 常務取締役生産本部長<br>平成30年6月 専務取締役生産本部長<br>令和3年6月 取締役副社長生産本部長（現任）          | 4,000株        |
| 3     | えん どう まさみち<br>遠藤 雅道<br>(昭和30年10月3日生) | 昭和54年4月 当社入社<br>平成14年3月 情報システム部長<br>平成23年4月 総務部長<br>平成23年6月 取締役総務部長<br>平成28年6月 常務取締役総務部長<br>平成30年4月 常務取締役管理本部長兼総務部長<br>令和2年4月 常務取締役管理本部長<br>令和3年6月 専務取締役管理本部長（現任）                                                                             | 2,200株        |



| 候補者番号 | 氏名(生年月日)                                | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 4     | わた なべ なお ひろ<br>渡 邊 尚 浩<br>(昭和31年2月14日生) | 昭和55年4月 日本電信電話公社入社<br>平成13年8月 東日本電信電話(株)山梨支店設備部長<br>平成16年4月 NTTインフラネット(株)出向首都圏支店神奈川支店長<br>平成18年4月 同社首都圏支店設備部長<br>平成21年4月 当社入社、営業第二部担当部長<br>平成25年6月 取締役営業第二部長<br>平成30年4月 取締役営業本部営業統括部長<br>平成30年6月 常務取締役営業本部営業統括部長<br>令和4年4月 常務取締役営業本部長兼営業統括部長(現任) | 1,300株        |
| 5     | しの ざき やす ゆき<br>篠 崎 泰 之<br>(昭和26年7月24日生) | 昭和50年4月 住友商事(株)入社<br>平成22年6月 当社監査役就任<br>平成23年6月 当社取締役就任<br>平成23年8月 取締役社長室長<br>平成30年7月 取締役社長室担当(現任)                                                                                                                                               | 1,200株        |
| 6     | と がし いち ろう<br>富 桎 一 郎<br>(昭和35年10月27日生) | 平成3年5月 当社入社<br>平成21年1月 総務部長<br>平成23年4月 社長室部長<br>平成30年6月 取締役社長室部長<br>平成30年7月 取締役社長室長(現任)                                                                                                                                                          | 600株          |
| 7     | まつ した しげる<br>松 下 茂<br>(昭和32年4月3日生)      | 昭和51年4月 日本電信電話公社入社<br>平成22年7月 西日本電信電話(株)大阪東支店設備部部长<br>平成24年7月 日本コムシス(株)入社<br>平成27年11月 同社NTT事業本部本社アクセスシステム部アクセス推進部門担当部長<br>平成31年4月 当社入社<br>令和2年4月 大阪支店長<br>令和3年6月 取締役大阪支店長(現任)                                                                    | -             |
| 8     | ※ いけ だ とし お<br>池 田 俊 雄<br>(昭和35年8月28日生) | 昭和62年10月 当社入社<br>平成27年10月 海陽岩淵金属製品有限公司総経理<br>平成30年4月 営業第二部長(現任)                                                                                                                                                                                  | 700株          |

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願い致したいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名(生年月日)                        | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                              | 所有する当社株式数 |
|-------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1     | ※<br>鈴 木 健 司<br>(昭和30年12月28日生)  | 昭和53年4月 当社入社<br>平成24年6月 製品開発部長<br>平成29年6月 取締役製品開発部長<br>令和2年4月 製品開発部担当取締役<br>令和2年6月 常勤監査役就任(現任)                                                                | 1,200株    |
| 2     | ※<br>永 田 健<br>(昭和40年9月19日生)     | 平成2年4月 ニチメン(株)(現双日(株))入社<br>平成15年8月 サミットスチール(株)(現住友商事グローバルメタルズ(株))入社<br>平成25年4月 同社厚板建材事業部長付<br>令和3年4月 住友商事グローバルメタルズ(株)厚板事業部長付(現任)<br>令和3年6月 当社取締役就任(現任)       | —         |
| 3     | ※<br>土 屋 文 実 男<br>(昭和37年1月16日生) | 昭和59年4月 土屋会計事務所入所<br>平成2年10月 監査法人朝日新和会計社入所<br>平成6年8月 公認会計士登録<br>平成9年9月 土屋会計事務所独立開業<br>平成9年11月 税理士登録<br>平成16年8月 I Tコーディネータ認定<br>(現在に至る)<br>平成27年6月 当社監査役就任(現任) | —         |
| 4     | ※<br>高 品 恵 子<br>(昭和46年5月22日生)   | 平成22年9月 司法試験合格<br>平成23年12月 誠法律事務所入所<br>(現在に至る)                                                                                                                | —         |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者は当社との間に特別の利害関係はありません。  
3. 永田健氏、土屋文実男氏、高品恵子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は社外取締役全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
4. 永田健氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。また、土屋文実男氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。  
5. 永田健氏は、その経歴から幅広い見識をもたれており、客観的な視点から当社取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断しております。また、当社は、永田健氏の鋼板関係での業務経験を生かし、生産面をはじめとする様々な分野において適切な意見や指導的役割を果たしていただくことを期待しております。なお、永田健氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。  
6. 土屋文実男氏は、公認会計士および税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的な視点から当社の経営全般に対して助言および監査を行っていただけるものと判断しております。なお、土屋文実男氏は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。  
7. 高品恵子氏は、弁護士としての高い専門性や豊富な知見を当社の経営および監査・監督に活かしていただけるものと期待しております。なお、高品恵子氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。  
8. 当社は、永田健氏および土屋文実男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、両氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、高品恵子氏の選任が承認された場合には、新たに同様の責任限定契約を締結する予定であります。  
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。

【参考】第3号議案および第4号議案を原案通り承認可決いただいた場合のスキル・マトリクスは以下のとおりとなります。

| 氏名   | 当社における地位       | 企業経営<br>経営戦略 | ガバナンス | 法務 | 人事務 | 財務計 | ものづくり<br>研究<br>開発 | 営業<br>マーケティング |
|------|----------------|--------------|-------|----|-----|-----|-------------------|---------------|
| 内田秀吾 | 代表取締役社長        | ○            | ○     |    | ○   | ○   | ○                 | ○             |
| 宮崎洋一 | 取締役副社長         | ○            | ○     |    |     |     | ○                 | ○             |
| 遠藤雅道 | 専務取締役          | ○            | ○     | ○  | ○   | ○   |                   |               |
| 渡邊尚浩 | 常務取締役          | ○            | ○     |    |     |     | ○                 | ○             |
| 富樫一郎 | 常務取締役          | ○            | ○     | ○  | ○   | ○   |                   |               |
| 篠崎泰之 | 取締役            | ○            | ○     | ○  |     | ○   |                   |               |
| 松下茂  | 取締役            | ○            | ○     |    |     |     |                   | ○             |
| 池田俊雄 | 取締役            | ○            | ○     |    |     |     | ○                 | ○             |
| 鈴木健司 | 取締役<br>常勤監査等委員 |              | ○     | ○  |     | ○   | ○                 |               |
| 永田健  | 社外取締役<br>監査等委員 | ○            | ○     |    |     |     |                   |               |
| 土屋実男 | 社外取締役<br>監査等委員 |              | ○     |    |     | ○   |                   |               |
| 高品恵子 | 社外取締役<br>監査等委員 |              | ○     | ○  |     |     |                   |               |

**第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件**

当社の取締役の報酬額は、平成23年6月29日開催の第61回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額4億円以内と決議いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役報酬額に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、その職責および社会情勢等を総合的に勘案して、従前同様に年額4億円以内と定めさせていただきますと存じます。

本議案は、実質的に監査等委員会設置会社への移行前の取締役の報酬等の限度と同一の報酬等の限度をご承認いただくことをお願いするものであることから相当であると判断しております。

現在の取締役は9名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が承認可決されますと取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

**第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額5千万円以内とさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が承認可決されますと4名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

**第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件**

本定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任されます小山隆氏に対し、取締役在任中の功労に報いるため、当社の定める基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、退任取締役に対する退職慰労金は、在任中札幌支店を中心に、北海道地区の営業統括に尽力し、当社業績に貢献したと評価しているため、相当であります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名              | 略歴                  |
|-----------------|---------------------|
| こやま たかし<br>小山 隆 | 平成30年6月 当社取締役就任（現任） |

第8号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。なお、監査役会がアーク有限責任監査法人を会計監査人とした理由は同法人を起用することにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人に求められる専門性、独立性及び品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。  
 会計監査人候補者は、次のとおりであります。

|       |                                                                                                                                                                                                                       |                                                                            |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 名 称   | アーク有限責任監査法人                                                                                                                                                                                                           |                                                                            |
| 事 務 所 | 主たる事務所<br>東京都新宿区西新宿1-23-3                                                                                                                                                                                             |                                                                            |
| 沿 革   | 昭和50年4月 近畿第一監査法人を設立<br>聖橋監査法人を設立<br>昭和57年8月 明治監査法人を設立<br>平成16年3月 アーク監査法人を設立<br>平成28年1月 明治監査法人とアーク監査法人が合併し<br>明治アーク監査法人となる<br>平成28年7月 聖橋監査法人と明治アーク監査法人が合併<br>令和1年7月 アーク有限責任監査法人に名称変更<br>令和2年7月 近畿第一監査法人とアーク有限責任監査法人が合併 |                                                                            |
| 概 要   | 資本金<br>構成人員<br>代表社員<br>社員<br>公認会計士<br>公認会計士試験合格者<br>米国公認会計士<br>ITその他専門職員<br>監査事務スタッフ<br>その他<br>合計<br>監査関与会社                                                                                                           | 50百万円<br>6名<br>31名<br>54名<br>41名<br>4名<br>3名<br>13名<br>13名<br>165名<br>105社 |

(令和4年4月4日現在)

以 上

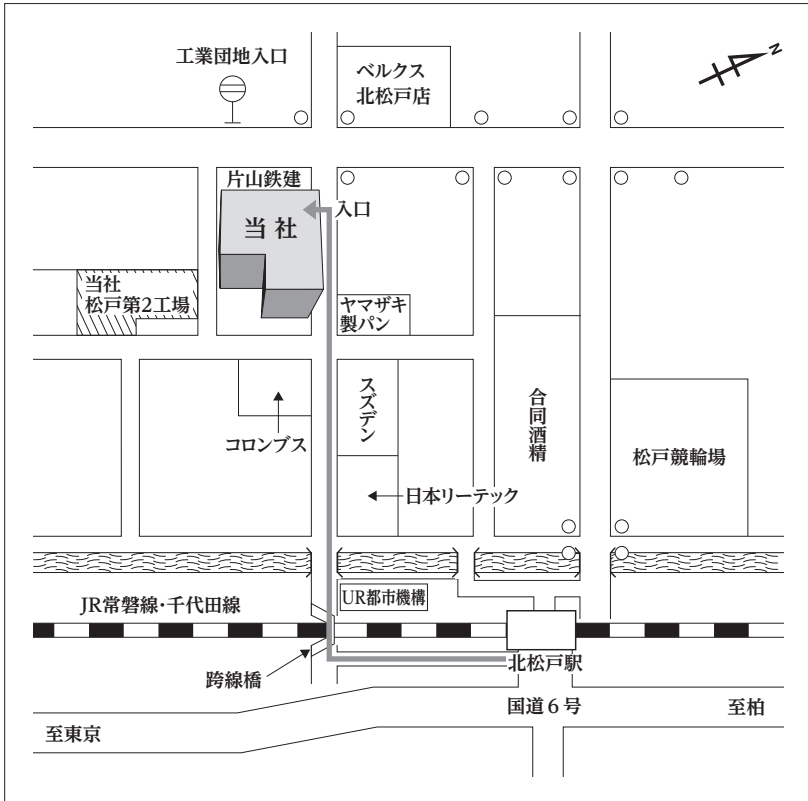
〈メ モ 欄〉

# 第72回定時株主総会会場のご案内

会 場 千葉県松戸市上本郷167番地  
当社会議室

交 通 J R - 北松戸駅下車 徒歩10分  
バス - J R 松戸駅下車 (西口バスのりば)  
日大歯科病院行乗車  
工業団地入口下車 徒歩1分

## (会場付近略図)



# イワブチ株式会社



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル  
デザインフォントを採用しています。  
環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキ  
を使用しています。